

子育て世帯の生活を支援するために
県と栗石町独自の一時金を支給します！



令和4年度 いわて子育て世帯臨時特別支援金 給付のご案内

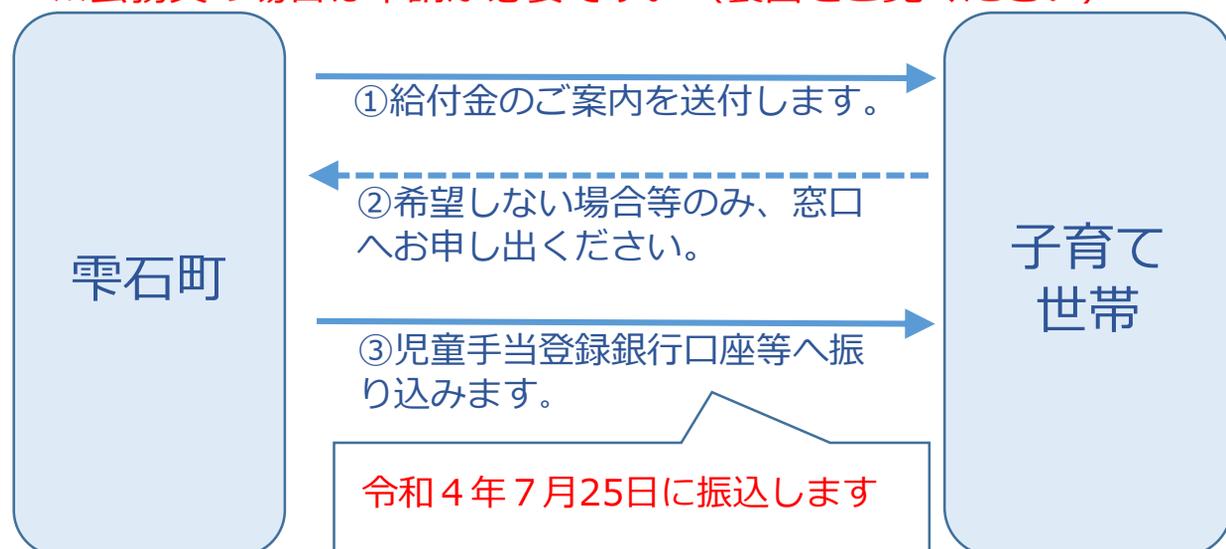
令和4年4月30日時点で栗石町にお住まいの
令和4年5月分の児童手当（本則給付）の受給者へ給付します。

給付額は15歳までの児童1人につき
県の制度15,000円 + 栗石町の制度15,000円の
合計30,000円です。

※令和4年度いわて子育て世帯臨時特別支援金給付事業は、原油価格・物価高騰の影響を受ける子育て世帯の負担軽減を図る取り組みの一つとして、児童手当（本則給付）を受給する世帯に対する臨時特別の支援金で、県の補助金に栗石町独自の支援金を加えたものです。

原則、申請は不要です。

※公務員の場合は申請が必要です。（裏面をご覧ください）



こんなときはどうなるの？

Q. 誰が給付金の対象になりますか？

A. 令和4年5月分の児童手当（本則給付）の支給を受けている方です。基本的には、児童手当の振込指定口座もしくは別途指定した口座に振り込みます。

Q. 引っ越した場合には、給付金の振込はどうなりますか？

A. 令和4年4月30日時点で粟石町に住所があった方には、児童手当の振込指定口座に振り込みます。

Q. DV被害により子どもとともに避難していますが、どうなりますか？

A. 令和4年5月分の児童手当の支給を配偶者（DV加害者）が受けている場合についても、粟石町で支給を受けることができる場合がありますので、なるべく早くご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。

公務員は申請が必要です

令和4年5月分の児童手当（本則給付）を所属庁から受給していて粟石町に住所がある公務員は子ども子育て支援室へ申請が必要です。

【申請に必要な書類】

- ①申請書（町ホームページからダウンロードできます）
- ②令和4年5月分（本則給付）を受給していることがわかる書類（支払通知書など）
- ③申請名義の振込先がわかるもの（通帳など）

【申請期間】 令和4年7月4日（月）から令和4年12月28日（水）まで

【振込日】 申請内容を確認のうえ随時振込します。

第1回目は7月29日（金）を予定しています。

お問い合わせは



粟石町健康センター 子ども子育て支援室

電話：019（601）5428

受付時間：平日 8：30～17：15

「いわて子育て世帯臨時特別支援金」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに粟石町から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、給付のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに粟石町の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。